

区域計画の変更内容（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

（国家戦略特別区域法第18条に規定する農業法人経営多角化等促進事業）

以下に掲げる法人が、新潟市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、新潟市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

- ③ 株式会社新潟クボタ（新潟市中央区）
- ④ 株式会社W P P C（新潟市秋葉区）
- ⑤ 株式会社セブンファーム新潟（新潟市江南区）
- ⑥ 株式会社 a r s - d i n i n g（新潟市東区）（特例農業法人に移行）
- ⑦ 株式会社アイエスエフネットライフ新潟（新潟市中央区）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ農業ベンチャー等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【10月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：N E X T 2 1 12階

新潟市産業振興財団ビジネス支援センター隣

iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「新潟市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、雇用労働相談センター運営協議会（仮称）を開催し、

センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。

- ・事務責任者（1名）は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。
- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ農業分野も含めた労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。
- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・相談員による個別訪問指導
- ・セミナーの開催 等

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前8時30分から午後5時30分までとする。

新潟市が取り組む雇用就業施策やベンチャー支援策及び新潟市産業振興財団との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。